

IV その他の制度

-福祉のまちづくり-

No.71	福祉のまちづくり推進事業
<p>「横浜に暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、ソフト（相互理解や思いやりの心の醸成）とハード（施設の整備）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進会議の開催 (2) 福祉のまちづくり普及啓発 (3) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 (4) ノンステップバス導入促進補助 (5) 条例対象施設（道路、公園、公共交通機関の施設）の事前協議・相談等（建築物は建築局市街地建築課で実施）</p>	
窓 口	健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-2387 FAX 664-3622

-災害対策-

No.72	災害時要援護者支援事業				
<p>横浜市では、要介護高齢者、障害者等の災害時要援護者の中でも特に災害時に自力での避難行動が困難と想定される対象者について平時から希望する自主防災組織等に、同意方式、情報共有方式の2方式により名簿を提供し、日頃からの地域での支えあいの体制づくりを支援しています。</p>					
<p>1 災害時要援護者名簿の対象者</p> <p>在宅で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 要介護3以上の方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）</p> <p>(2) 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者（本市で保管する名簿のみ掲載）、難病患者</p> <p>(3) 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方</p> <p>(4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 精神障害者は本市で保管する名簿にのみ掲載</p>					
<p>2 名簿提供の方法（同意方式、情報共有方式）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">同意方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、<u>同意があった方</u>の個人情報（名簿）を提供する方式</td> </tr> <tr> <td>情報共有方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、<u>拒否の意思表示がない限り</u>、個人情報（名簿）を提供する方式</td> </tr> </table>		同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方</u> の個人情報（名簿）を提供する方式	情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り</u> 、個人情報（名簿）を提供する方式
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方</u> の個人情報（名簿）を提供する方式				
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り</u> 、個人情報（名簿）を提供する方式				
窓 口	各区 高齢・障害支援課、福祉保健課、総務課【2・3ページ】 健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-4056 FAX 664-3622				

IV その他の制度

-福祉調整委員会-

No.73	横浜市福祉調整委員会
<p>横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情を受け、中立・公正な第三者機関として、サービス提供者（市・区又は事業者）に対して調査・調整を行い、苦情の解決をめざすとともに福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。</p> <p>1 苦情・相談の範囲</p> <p>高齢福祉・介護保険、障害福祉、児童福祉などの福祉保健サービスに関する苦情相談をお聞きます。これらのサービスを提供している施設や事業所、区役所や市の機関への苦情相談も対象となります。</p> <p>なお、人事や専門的な判断に関する事など、相談をお受けできない苦情もございますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>2 苦情・相談できる方</p> <p>サービスを利用又は利用を希望している市民。またはその家族。</p> <p>3 相談対応の方法</p> <p>まずは事務局でお話を伺います。内容によってサービス提供者に対応を依頼するほか、他機関案内や説明・助言などをさせていただくこともあります。苦情の内容から委員との面談が必要と思われる場合は苦情申立てを案内します。</p>	
窓口	横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課） 電話 671-4045 FAX 681-5457